

香川県収入証紙 (手数料 1,700 円) 貼付欄			

修了確認期限延期・変更申請書

香川県教育委員会 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

ふりがな
氏名

きょういん はなこ
教員 花子

Ⓜ

生年月日 S〇〇.〇〇.〇〇

電話 000-0000-

都道府県
本籍地 香川 府

所属・
学校名 〇〇市立〇〇小学校

職名 教諭

現住所 〒 000-0000 〇〇市〇〇町〇-〇-〇

修了確認期限の延期(変更)を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。

※令和に換算、もしくは西暦でご記入ください。

1 現在の修了確認期限

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

2 延期(変更)事由

休職中であるため

(心身の故障、
刑事事件に関する起訴による)

- a 心身の故障、刑事事件に関する起訴による休職中であるため
- b 産休、育休、病休、介護休中であるため
- c 専修免許状取得のため大学院(専攻科)課程に在籍中であるため
- d 在外教育施設へ派遣されるため
- e 教員となってから修了確認期限まで2年2ヶ月未満であるため
- f 最新免許状の授与日から修了確認期限まで10年経っていないため
- g 指導改善研修中であり受講できないため

【延期(変更)事由の生じる期間 令和△△年△△月△△日 ~ 令和□□年□□月□□日】

3 有する免許状

延期事由がeの場合は教員となった日、fの場合は最新免許状の授与日のみ記載してください。(例：平成31年4月1日 ~ 年 月 日)

免許状の種類 (教科、領域)	免許状 番号	授与 年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地
・小学校教諭専修免許状	平〇小専修第〇号	H00.00.00	香川県	教員 花子	香川県
・小学校教諭1級普通免許状	昭〇小1普第〇号	S00.00.00	〇〇県	免許 花子	〇〇県
・中学校教諭1種免許状 (社会)	平〇中1種第〇号	H00.00.00	香川県	教員 花子	香川県
・高等学校教諭2級普通免許状 (外国語(英語))	昭〇高2普第〇号	S00.00.00	〇〇県	免許 花子	〇〇県
・養護学校教諭2級普通免許状	昭〇養学2種第〇号	S00.00.00	〇〇県	免許 花子	〇〇県
・特別支援学校教諭1種免許状 (知、肢、病)	平〇特支1種第〇号	H00.00.00	香川県	教員 花子	香川県
・幼稚園教諭2級普通免許状	昭〇幼2普第〇号	S00.00.00	〇〇県	免許 花子	〇〇県

※ 有する免許状を全て記入することとし、記入欄が不足する場合は、裏面に同様式で記入すること。

記載注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

延期事由証明書

氏名 教員 花子

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日生

上記の者は、次のとおり修了確認期限の延期事由に該当することを証明する。

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 所属長等の証明による。
(証明者) 〇〇市立〇〇小学校
校長 〇〇 〇〇 印影

所属・学校名	〇〇市立〇〇小学校		職名	教諭
現在の修了確認期限	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日			
延期・延長の事由	指導改善研修期間	指導改善研修中の場合は、法律により更新講習を受講することができませんので、延期申請が可能です。		
	病気休暇期間	年 月 日 ~	年 月 日	
	休職期間	年 月 日 ~	年 月 日	
	産前産後休暇期間	年 月 日 ~	年 月 日	
	育児休業期間	年 月 日 ~	年 月 日	
	介護休暇期間	年 月 日 ~	年 月 日	
	在外教育施設等 海外派遣期間	【やむを得ない事由】 <u>延期期間：事由のやんだ日から2年2月以内の範囲</u> ①心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き90日以上病気休暇(90日未満の病気休暇で免許管理者がやむを得ないと認めるものを含む。)、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること ②地震、洪水その他自然現象により交通が困難となっていること ③海外在留邦人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること ④外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること ⑤大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に専修免許状の取得を目的として在学していること(取得しようとする専修免許状の基礎免許状(有することを必要とされる免許状)を有している者に限る。) ⑥教育職員として任命・雇用された日から修了確認期限まで期間が2年2月未満であること ⑦上記の他、県教委がやむを得ないと認める事由があること。 【旧免許状所持者の延期事由】 ⑧修了確認期限が最新免許状の授与日の翌日から起算し10年を超えないこと (<u>延期期間：最新免許状の授与日から10年以内の範囲</u>)		
専修免許状の取得を目的とする大学院の課程等の在学期間				
※「在学証明書」を添付してください。				
任命・雇用の日から2年2月未満である				
授与から10年以内の免許状を有する				
その他の事由 (事由が生じる期間と具体的な内容)				

修了確認期限延期申請について

香川県教育委員会

この申請は、更新講習修了義務者のうち延期事由に該当する者が、修了確認期限の延期の認定を免許管理者に申請するものです。

修了確認期限延期認定後、「修了確認期限延期証明書」を交付します。

※やむを得ない事由に基づく場合、延期後の修了確認期限は、当該事由がやんだ日から起算して、2年2月の範囲内で定められます。

※最新の免許状の授与に基づく場合、延期後の修了確認期限は、当該免許状の授与日の翌日から起算して10年の範囲内で定められます。

1. 申請期限

修了確認期限の2ヶ月前の日まで（受講期間の最終日に同じ。）

※各自、延期事由が生じた段階で早めに申請してください。上記期間の経過後は申請できません。

※修了確認期限の延期を認定されている方は、自分の申請期限日（受講期間の最終日）について間違いのないよう、特に御留意ください。

2. 提出書類

①修了確認期限延期申請書 所定様式（A4サイズで作成）

②現に有する教育職員免許状の写し

免許状のコピーを提出してください。裏面がある場合は裏面のコピーが必要です。
免許状のコピーを提出できない場合には、免許状を授与した都道府県教育委員会が
交付する「教育職員免許状授与証明書」の原本を提出してください。

現在の業務に関するものだけでなく、上級免許状を取得している場合の基礎免許状（2種免許状など）も含め、今までに授与された全ての教員免許状について提出が必要です。

③延期事由証明書 所定様式（A4サイズで作成）

所属長等の証明により、別紙様式にて提出してください。

④現在の修了確認期限を証する書類（過去に更新関係の手続きを行ったことがある方のみ）

過去に、更新関係の手続き（更新、免除、延期、回復）を行ったことがある方は、現在の修了確認期限を証する書類として、「更新講習修了確認証明書」、「免許状更新講習免除証明書」、「修了確認期限延期証明書」、又は「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第三項第三号の確認証明書（回復確認証明書）」の原本を提出してください。この場合、各証明書に記載されている免許状の写し（②に記載の書類）の提出は、省略することができます。

⑤戸籍抄本

免許状に記載の氏名、又は本籍地の都道府県名が現況と一致しない方は、戸籍抄本（身上異動を確認できる内容）の原本を1部提出してください。なお、④の、更新関係証明書により、氏名又は本籍地の異動が確認できる場合は必要ありません。

裏面へ続く

3. その他

- 記入の際は、各用紙の「注意」「※」等をよく読み、正確に記入すること。
- 氏名は、戸籍に記載されている漢字を書くこと。
- 認印を押印する場合は、氏名と同じ漢字のものを使用すること。
- 訂正は、二重線を引いて訂正印を押印すること。修正液等による修正は認めない。
- 手数料 … **1,700円** 同額の「**香川県収入証紙**」（注意：収入印紙不可）を指定欄に貼付すること。
- 返信用封筒 … 「修了確認期限延期証明書」を郵送する返信用封筒を御用意ください。簡易書留で返送しますので、**定型内長形3号封筒**(A4 三つ折用 12 cm×23.5 cm)に、**切手404円分**を貼付し、**宛先**を記入の上同封してください。

【書類提出先・連絡先】

〒760-8582

高松市天神前6番1号 天神前分庁舎 8階

香川県教育委員会事務局 義務教育課

総務・免許グループ あて

TEL 087-832-3744

(※簡易書留等による郵送提出可)

県庁舎配置

